

あなたの最低賃金、知ってる？

毎年見直し

最低賃金は、毎年、都道府県ごとに
見直されています。



下回ったら法律違反！

会社には最低賃金以上の賃金を支払う義務があります。
この額を下回る賃金は法律違反です。下回った場合、
その差額を請求できます。



派遣先



派遣先の最低賃金を適用

派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の
地域の最低賃金が適用されます。

業種によっては

より高い最低賃金の場合も！

業種によっては、地域別最低賃金よりも高い「特定（産業別）最低賃金」
が設定されていることがあります。

確認して
よかった！

知らなかった...

こうなる前に...

あなたの時給も
今すぐチェック！

2020年
10月4日から

徳島県の
地域別最低賃金は



796 時給 円

午後10時～午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%を加算

995 時給 円

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。

この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。

詳しくは、連合へご相談ください。

「低いかも？」と感じたら「なんでも労働相談ダイヤル」へ



い こう よ れん ご う に
0120-154-052

祝祭日を除く
平日 9:00～17:00
受付中



日本労働組合総連合会徳島県連合会（連合徳島）
<http://tokushima.jtuc-rengo.jp/>

連合徳島





スタート!

あなたの最低賃金、 チェックしてみよう!

1

確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、**基本給+諸手当**(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。
ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当*

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象
でない

●ボーナス ●残業代 ●精皆勤手当 ●通勤手当
●家族手当 ●その他臨時の手当(結婚手当など)

2

比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。
就業規則や契約書等からわかります。
それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください

3

相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合に相談してみましよう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましよう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。



「最低賃金より低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…

なんでも労働相談ダイヤル へ!

連合公式
Facebook



日本労働組合総連合会(連合)



い こう よ れん こ う に
0120-154-052